

特定自主検査者資格取得のしおり

社団法人 建設荷役車両安全技術協会

特定自主検査の検査者制度について

労働安全衛生法では、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械及び高所作業車について、事業者に対し所定の資格を有する検査者又は登録検査業者によって一年に1回（ただし、不整地運搬車は二年に1回）の特定自主検査を行うことを義務づけております。

この特定自主検査は、同法が定める研修及び検査実習を修了した方が行うこととされています。

なお、検査者には事業内検査者と検査業所属検査者とがあり、それぞれ研修内容が定められています。

以下に(社)建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンキョウ}建荷協」という。）が実施する検査業所属検査者資格取得研修の受講資格、研修内容及び受講手続き等について説明します。

1. 研修の種類と対象機械

区 分	研修の種類	対 象 機 械
1. 車両系荷役運搬機械	イ. フォークリフト	フォークリフト
	ロ. 不整地運搬車	不整地運搬車
2. 車両系建設機械	ハ. 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	① ブル・ドーザー ⑧ ドラグ・ショベル ② モーター・グレーダー ⑨ ドラグライン ③ トラクター・ショベル ⑩ クラムシェル ④ ずり積機 ⑪ バケット掘削機 ⑤ スクレーパー ⑫ トレンチャー ⑥ スクレープ・ドーザー ⑬ ブレーカー等 ⑦ パワー・ショベル
	ニ. 基礎工事用機械	① くい打機・くい抜機 〔ディーゼルパイルドライバー、油圧パイルドライバー、 振動パイルドライバー〕 ② アース・ドリル ③ リバース・サーキュレーション・ドリル ④ せん孔機（チューピングマシンを有するものに限る。） ⑤ アース・オーガー（含む建柱車） ⑥ ペーパー・ドレン・マシン等
	ホ. 締固め用機械	ローラー 等 〔含む ロードローラー、タイヤローラー、 振動ローラー、ハンドガイドローラー〕
	ヘ. コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車
3. 高所作業車	ト. 高所作業車	高所作業車（作業床の高さが2メートル以上）

2. 研修の受講資格と研修時間

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。

各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科＋実技）を示し、○印は、研修不要のものを示します。

経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。ただし〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。

h：時間

受講者の経歴・取得済み資格	経験年数	車両系荷役運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	備考 検査実習台数	
		フォークリフト	不整地運搬車	整地・運搬・積込み用・掘削用・解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用			
大学又は高専で、工学に関する学科を専攻し卒業した者	2年以上〔5年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10	
高等学校又は中等教育学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者	4年以上〔7年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10	
当該機械の点検、整備又は設計、工作经历のある者	7年以上〔10年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10	
職業能力開発促進法 旧職業訓練法	運輸装置科の指導員訓練修了者	1年以上	○	○	○	○	○	18h	18h	5
	建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5
	建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5
	建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5
	産業車両整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	不要	13h							5
厚生労働大臣が定める者	1級四輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士	1年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10
	職訓法 港湾荷役科の訓練修了者（フォークリフトの訓練受講者に限定） フォークリフト運転科修了者	4年以上〔7年以上〕 同上	35h 35h							10 10
特定労働局長が定める者	1級2輪自動車整備士 2級2輪自動車整備士 2級3輪自動車整備士 3級3輪自動車整備士 3級自動車シャシ整備士 3級自動車ガソリン・エンジン整備士 3級自動車ジーゼル・エンジン整備士 3級2輪自動車整備士 3級軽自動車整備士	4年以上	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10
	3級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ、3級自動車ガソリン・エンジン整備士又は3級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者	3年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10
	産車協；認定検査員研修受講者（フォークリフト）	不要	18h							昭和52年12月31日までの受講者10
	産機工；同上（車両系建機）	不要			18h	18h	18h			
	建機工；コンクリートポンプ車認定点検員（平成3年9月30日までの認定者）	不要						10.5h		5
	研修講師（当該機械）		○	○	○	○	○	○	○	
	特別検査者（検査業務所属検査者） 特別検査者資格保有者	車両系荷役運搬機械 フォークリフト 不整地運搬車	1年以上 1年以上	— 18h	18h —	18h 18h	18h 18h	18h 18h	18h 18h	18h 18h
	車両系建設機械 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用	1年以上	18h	○	—	18h	18h	18h	18h	
	基礎工事用	1年以上	18h	○	—	18h	18h	18h	18h	
	締固め用 コンクリート打設用	1年以上 1年以上	18h 18h	18h 18h	18h 18h	18h 18h	— 18h	18h 18h	18h 18h	
	高所作業車	1年以上	18h	18h	18h	18h	18h	18h	—	

注）現に車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）の資格を有しているものとみなされます。

3. 研修の内容と研修時間

研修の科目等は次のとおりで、それぞれ必要な研修時間が定められています。

科 目	範 囲	研 修 時 間					
		35Hr	21Hr	18Hr	13Hr	10.5Hr	
学 科 研 修	当該機械の検査に必要な一般的事項に関する知識	当該機械の種類及び構造	2	2	2	—	1
		原動機の種類及び構造	2	—	—	—	—
		動力伝達装置、走行装置、操縦装置	4	—	—	—	—
		作業(荷役)装置、油圧装置	4	4	4	—	2
		ブレーキ(制御)装置、電気系統、安全装置	2	2	2	—	1
	当該機械の検査の方法に関する知識	分解及び組立ての方法、検査の手順、検査機器の使用法、各部分の異常の有無の判定方法	4	4	2	4	2
	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項、当該機種 の構造規格(告示第89号及び第150号)	2	2	1	2	1
小 計		20	14	11	6	7	
実 技 研 修	当該機械の検査の方法 〔分解・組立ての方法、検査の手順、 検査機器の使用方法及び判定を行うこと〕	原動機	3	—	—	—	—
		動力伝達装置、走行装置、操縦装置	5	—	—	—	—
		作業(荷役)装置、油圧装置	4(3)	4(3)	4(3)	—(3)	2(—)
		ブレーキ(制御装置)、電気系統、安全装置	3(4)	3(4)	3(4)	—(4)	1.5(—)
小 計		15	7	7	7	3.5	
研 修 時 間 合 計		35	21	18	13	10.5	

(注) ① 表中、当該機械とは受講対象の機械を示す。

② 研修時間は最低時間を示し、()内の数字はフォークリフト及び不整地運搬車の場合を示す。

③ 学科研修については終了後、筆記試験を行う。

④ 実技研修については、検査実施能力の評価を行う。

4. 研修の受講手続き

検査者資格取得研修の受講を希望する方は、次の書類を整え、最寄りの建荷協支部に申込みを行ってください。

(1) 検査者資格取得研修申込書(様式2号)

(2) 添付書類

① 検査者資格取得研修申込調書(様式2-1号)

② 実務証明書(様式2-2号)

③ 卒業証明証又は卒業証書(写)

④ 資格・免許等(写)

⑤ 検査者研修修了証(写)

受講資格条件にある場合は、申込書に添付して下さい。

[注] 事業主は、上記③・④・⑤の表面又は裏面の余白欄に、原本と相違ないことを証明捺印をして下さい。

5. 研修受講料

研修の種類	35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース		10.5時間コース					
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般				
1 フォークリフト	74,303	78,897	53,303	57,897	51,203	55,797	50,153	54,747	—					
2 不整地運搬車	80,400	87,707	58,350	65,657	56,250	63,557	—							
3 整地・運搬・積み込み用・掘削用及び解体用機械	92,400	103,982	70,350	81,932	66,150	77,732					—			
4 基礎工事用機械	87,843	96,086	64,743	72,986	60,543	68,786							—	
5 締固め用機械	75,338	80,493	54,338	59,493	52,238	57,393								
6 コンクリート打設用機械	109,421	115,794	77,921	84,294	75,821	82,194			55,871	62,244				
7 高所作業車	82,488	88,536	60,438	66,486	58,338	64,386	—							

- (注) ① 受講料は、研修を実施する建荷協支部に納金して下さい。
 ② 受講料には、消費税5%が含まれます。
 ③ 教材費は会員と一般で異なり、受講料に含まれます。

6. 検査実習

学科・実技研修に合格した者は、受講した建荷協支部へ検査実習記録表を提出して下さい。

- (1) 提出期限 ----- 研修終了後原則として1年以内とする。
- (2) 検査実習台数 ----- 本しおりの2. の備考欄に示す台数分とする。
- (3) 検査実習方法 ----- 特定自主検査及び月次検査の機械を利用し、検査実習を行う。

[注] 他の機種種の「検査者研修修了証」を保有する方は検査実習記録表提出時に、既に所持する「修了証」の本証を提出して下さい。

7. 研修修了証の発行

前記6の検査実習記録表の審査に合格した方は、特定自主検査業所属検査者の資格の証として、当該機械に関する研修修了証が送付されます。

なお、研修修了証は、検査業務を行うときは常に携帯して下さい。

問い合わせ先

平成21年5月改訂